

分析結果報告書

令和6年3月1日

美幌運送株式会社 御中

北海設計株式会社 北見支店

〒090-0802 北海道北見市田端町74番6

TEL(0157)57-1061

業務担当者：笠松



令和5年12月11日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 最終処分場水質分析・ガス検査業務

試料名 保有水(管理型最終処分場 環整第736号)

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 ^{※1}	分析方法
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号 付表3
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.005 以下	昭和46年環告59号 付表2
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.03 以下	JIS K0102 55.4
鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005	0.1 以下	JIS K0102 54.4
有機リン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	昭和49年環告64号 付表1
六価クロム化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.5 以下	JIS K0102 65.2.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.005	—	0.1 以下	JIS K0102 61.4
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102 38.1, 38.3
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.003 以下	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01	0.1 以下	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.1 以下	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02	0.2 以下	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	0.02	1 以下	JIS K0125 5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04	0.4 以下	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.01 未満	0.01	3 以下	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006	0.06 以下	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006	0.06 以下	昭和46年環告59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003	0.03 以下	昭和46年環告59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02	0.2 以下	昭和46年環告59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01	0.1 以下	JIS K0125 5.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0102 67.4
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	昭和46年環告59号 付表8
ほう素及びその化合物	mg/L	0.08	—	50 以下	JIS K0102 47.4
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	15 以下	JIS K0102 34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	56	—	200 以下	JIS K0102 42.1, 42.2, 43.1.2 JIS K0102 及び43.2.5
水素イオン濃度(水素指数)	—	7.9	—	5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下	JIS K0102 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	23	—	60 以下	JIS K0102 21及び32.3
化学的酸素要求量	mg/L	91	—	90 以下	JIS K0102 17
浮遊物質	mg/L	9	—	60 以下	昭和46年環告59号 付表9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	昭和49年環告64号 付表4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	0.5 未満	0.5	30 以下	昭和49年環告64号 付表4
フェノール含有量	mg/L	0.01 未満	0.01	5 以下	JIS K0102 28.1
銅含有量	mg/L	0.006	—	3 以下	JIS K0102 52.2
亜鉛含有量	mg/L	0.01	—	2 以下	JIS K0102 53.1
溶解性鉄含有量	mg/L	0.72	—	10 以下	JIS K0102 57.2
溶解性マンガン含有量	mg/L	1.4	—	10 以下	JIS K0102 56.2
クロム含有量	mg/L	0.01 未満	0.01	2 以下	JIS K0102 65.1.5
大腸菌群数	個/cm ³	15	—	3000 以下	昭和37年厚・建設省令1
窒素含有量	mg/L	130	—	120 以下	JIS K0102 45.2
リン含有量	mg/L	4.9	—	16 以下	JIS K0102 46.3.1
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00053	—	10 以下	JIS K0312 : 2020
水温	℃	3.1	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	1.3	—	—	JIS K0102 7.1
採取時刻	—	10:45	—	—	—

備考

※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(制定：昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、最終改正：平成29年6月9日環境省令第12号)別表第1に規定される基準値

※2 「検出されないこと」とは、省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀：0.0005mg/L